

所得税額の控除に関する明細書

事業年度	:	:	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(一)
令五・四・一以後終了事業年度分

区分	収入金額	①について課される所得税額	②のうち控除を受ける所得税額
		②	③
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当	円	円	円
剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)			
集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))を除く。)の収益の分配			
割引債の償還差益			
その他			
計			

剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。)、利息の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)、集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))を除く。)の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算

個別法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期間	(9)のうち元本	所有期間割合(10)(9)(小数点以下3位未満切上げ)	控除を受ける所得税額(8)×(11)
		7	8	9	10	11	12
		円	円	月	月		円

銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期末の所有元本数等	配当等の計算期首の所有元本数等	$\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は12(マイナスの場合は0)	所有元本割合 $\frac{(16)+(17)}{(15)}$ (小数点以下3位未満切上げ(1を超える場合は1))	控除を受ける所得税額(14)×(18)
		13	14	15	16	17	18	19
		円	円					円

その他に係る控除を受ける所得金額の明細

支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額	控除を受ける所得税額	参 考
			20	21	
		・ ・	円	円	
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
計					